

## 2 個人情報保護審査会答申の概要

### 個人情報保護審査会答申第125号の概要

件名	事故報告書一部不開示の件（諮問第134号）		
請求情報の概要	異議申立人に係る事故報告書（以下「本件報告書」という。）等に記録された、自己を本人とする個人情報		
請求年月日	平成21年4月17日	決定年月日	平成21年4月23日
決定内容	一部不開示	実施機関	知事（行政事務監察課）
不開示部分	本件報告書の所属長の意見欄の意見及び総務課長等の意見欄の意見（以下「本件意見」と総称する。）		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第3号及び第5号		
不開示理由	1 今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる。 2 人事管理事務において、円滑な人事の確保に支障を及ぼすことになる。		
異議申立年月日	平成21年5月13日（收受）	異議申立ての趣旨	本件意見を不開示とした処分の取消しを求める。
異議申立の理由	国等においては、公務員の身分に関する処分の公正性を確保するため、処分基準を設け、これを公にし、聴聞等の機会を与える一定のルールを策定しているが、本県においては整備されていない。こうしたルールが整備されていない以上、人事管理上の判断基準に関する情報を一律に不開示とすることはできない。		
諮問年月日	平成21年5月18日		
審査会の論	実施機関が、本件報告書に記録された個人情報を一部不開示としたことは、妥当である。		
審査会判断理由	<p>（条例第20条第2項第3号該当性について）</p> <p>1 本件意見は、所属長等の異議申立人に対する意見であり、実施機関が当該情報を基に、人事上の措置を検討していることから、個人の指導及び評価に関する情報であると認められる。 また、本件意見は、実施機関が異議申立人の処分の適否を検討するに当たり、異議申立人の行為の態様について評価するため記載されたものであり、所属長等は、異議申立人に対する意見を率直かつ具体的に記載している。</p> <p>2 異議申立人は、本県においては、公務員の身分に関する処分に際して、聴聞等の機会を与える等のルールが整備されていない旨主張しているが、実施機関が人事上の措置を検討するに当たっては、事故報告書を提出させるとともに、関係者に対する事情聴取により事実確認を行うなど、事案の調査を実施しているものと認められる。 また、事故報告書の所属長の意見欄及び総務課長等の意見欄には、実施機関が適正な評価を行うための判断材料として、関係者の率直な意見が記載されることが必要であると考えられる。</p> <p>3 以上のことから、本件意見は、開示することにより、今後行われる事故報告において、関係者が意見を記載するに当たり、自らの率直な意見について記載しづらくなるなど意見の記載を抑制し、実施機関が行う適正な評価に支障を生じさせ、結果として事故報告が形骸化して公正な人事上の措置が困難になるおそれが生じ、今後も反復、継続される指導、評価等に著しい支障が生ずるおそれがある情報であると認められることから、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成22年7月12日（答申第125号）		

**個人情報保護審査会答申第126号及び第127号の概要**

<b>件名</b>	人事考査委員会議資料一部不開示の件（その1）（諮問第135号）及び人事考査委員会議資料一部不開示の件（その2）（諮問第137号）		
<b>請求情報の概要</b>	異議申立人に係る人事考査委員会議提出資料（以下「本件会議資料」という。）等に記録された、自己を本人とする個人情報		
<b>請求年月日</b>	平成21年5月11日	<b>決定年月日</b>	平成21年5月25日
<b>決定内容</b>	一部不開示	<b>実施機関</b>	知事（行政事務監察課）
<b>不開示部分</b>	本件会議資料の「5 処分の検討」中「(1) 処分対象となる行為の検討」、「(2) 基本的な考え方」、「(4) 顧問弁護士の意見」及び「(5) 処分程度の検討」並びに「6 考査意見（案）」に記載された情報（以下「本件不開示情報」と総称する。）等		
<b>不開示根拠条項</b>	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第3号及び第5号		
<b>不開示理由</b>	1 今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる。 2 人事管理事務において、円滑な人事の確保に支障を及ぼすことになる。		
<b>異議申立年月日</b>	平成21年6月9日（收受） 平成21年6月24日（收受）	<b>異議申立ての趣旨</b>	本件不開示情報を不開示とした処分の取消しを求める。
<b>異議申立理由</b>	国等においては、分限処分に際し弁明の機会を与えているが、県人事当局は、異議申立人に弁明の機会の付与等を行わず、内々に手続を進めた。国等では分限事由となる事実とその判断を該当職員に公開しており、公正な人事の確保に著しい支障を生じるおそれがあるとの実施機関の主張は、正当な理由と認められない。		
<b>諮問年月日</b>	平成21年6月18日（受理）・平成21年6月30日（受理）		
<b>審査会の結論</b>	本件不開示情報の一部は、開示すべきである。		
<b>審判査断会理の由</b>	<p>（条例第20条第2項第5号該当性について）</p> <p>1 本件不開示情報は、異議申立人の分限処分に関して、実施機関が提出した本件会議資料に記載された情報であり、人事考査委員会議が当該情報を基に、考査意見を決定していることから、人事管理に係る事務に関する情報であると認められる。</p> <p>2 また、地方公務員法（以下「法」という。）上の分限処分について、どのような処分が相当であるかの判断に当たっては、服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解されることから、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。</p> <p>3 当審査会が確認したところ、本件不開示情報は、いずれも分限処分の適否、軽重等の判断に当たっての審査の基準が推測される情報であると認められる。</p> <p>しかしながら、本件不開示情報の一部は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であるとまでは認められず、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断する。</p> <p>4 本件不開示情報のうち、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報を除いた情報は、内部的な審査の基準が推測される情報であって、開示することにより服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性がある情報であると認められる。</p> <p>したがって、当該情報は、異議申立人に開示することにより、今後も反復、継続される実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第2項第5号に該当すると判断する。</p> <p>（条例第20条第2項第3号該当性について）</p> <p>本件不開示情報のうち、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる情報であるとは認められず、条例第20条第2項第3号に該当しないと判断する。</p>		
<b>答申年月日</b>	平成22年7月12日（答申第126号・第127号）		

**個人情報保護審査会答申第128号の概要**

<b>件名</b>	職員の分限処分に係る文書一部不開示の件（諮問第136号）		
<b>請求情報の概要</b>	異議申立人に対する分限処分に係る考査意見書（以下「本件意見書」という。）等に記録された、自己を本人とする個人情報		
<b>請求年月日</b>	平成21年5月11日	<b>決定年月日</b>	平成21年5月25日
<b>決定内容</b>	一部不開示	<b>実施機関</b>	知事（人材課）
<b>不開示部分</b>	本件意見書の監督責任欄に記載された情報（以下「本件監督責任」という。）及び考査意見欄に記載された情報の一部（以下「本件考査意見」という。）		
<b>不開示根拠条項</b>	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号、第3号及び第5号		
<b>不開示理由</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指揮監督者の名誉及びプライバシーを侵害するおそれがある。</li> <li>2 今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる。</li> <li>3 人事管理事務において、円滑な人事の確保に支障を及ぼすことになる。</li> </ol>		
<b>異議申立年月日</b>	平成21年6月9日（収受）	<b>異議申立ての趣旨</b>	本件監督責任及び本件考査意見を不開示とした処分の取消しを求める。
<b>異議申立理由</b>	公務員の身分に関する不利益処分は、行政手続法等の対象外であり、公正性を保障する規程が整備されていない。こうした中で個人情報開示制度は有効な手段であり、不開示とすれば、公正な判断の下で処分を行っているかどうか、知る機会を閉ざし、公正性が保障されない。		
<b>諮問年月日</b>	平成21年6月19日（受理）		
<b>審査会結論</b>	本件考査意見の一部は、開示すべきである。		
<b>審査会理由</b>	<p>（条例第20条第2項第1号該当性について）          当審査会が確認したところ、本件監督責任は公務員に関する情報ではあるが、指揮監督者の身分取扱いに関する情報であって、通常、指揮監督者にとって異議申立人に知られたくない性質の情報であると考えられる。したがって、本件監督責任は、異議申立人に開示することにより、指揮監督者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。</p> <p>（条例第20条第2項第5号該当性について）  <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件考査意見は、異議申立人の分限処分に係る、人事考査委員会議の意見書に記載された意見であることから、人事管理に係る事務に関する情報であると認められる。</li> <li>2 また、地方公務員法（以下「法」という。）上の分限処分について、どのような処分が相当であるかの判断に当たっては、服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解されることから、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。</li> <li>3 当審査会が確認したところ、本件考査意見は、分限処分の適否、軽重等の判断に当たっての審査の基準が推測される情報であると認められる。              しかしながら、本件考査意見の一部は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であるとまでは認められず、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断する。</li> <li>4 本件考査意見のうち、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報を除いた情報は、内部的な審査の基準が推測される情報であって、開示することにより服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性がある情報であると認められる。              したがって、当該情報は、異議申立人に開示することにより、今後も反復、継続される実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第20条第2項第5号に該当すると判断する。</li> </ol> <p>（条例第20条第2項第3号該当性について）          本件考査意見のうち、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断した情報は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる情報であると認められず、条例第20条第2項第3号に該当しないと判断する。</p> </p>		
<b>答申年月日</b>	平成22年7月12日（答申第128号）		

**個人情報保護審査会答申第129号の概要**

<b>件名</b>	診療情報利用不停止の件（諮問第139号）		
<b>利用停止請求の概要</b>	異議申立人に係るカルテ、レントゲンフィルムその他診療情報（以下「本件情報」という。）について、利用停止（提供の停止）を求める。		
<b>請年 月 日</b>	平成21年 6 月11日	<b>決 年 月 日</b>	平成21年 6 月18日
<b>決 定 内 容</b>	利用不停止	<b>実 施 機 関</b>	病院事業管理者（県立病院）
<b>不 停 止 理 由</b>	<p>実施機関は、総務部人事課（以下「人事課」という。）から職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第3条第1項に基づく異議申立人の診断の実施を依頼され、その結果を人事課に提出するよう求められた。</p> <p>本件情報の提供は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第9条第1項第5号の規定に基づき神奈川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた目的外利用・提供の制限の適用除外事項（類型）の3（ウ）「行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合」に該当し、適法な取扱いである。</p>		
<b>異 議 申 立 年 月 日</b>	平成21年 7 月 1 日（收受）	<b>異 議 申 立 て の 趣 旨</b>	不停止処分の取消しを求める。
<b>異 議 申 立 て の 理 由</b>	<p>1 人事課への診療情報の提供は、本来の取扱目的以外の目的であり、異議申立人の同意なく提供したものであるから、条例第9条に抵触することは自明である。人事課の要請があれば患者の診療情報を提供しても許されるのであれば、人事課は県機関が保有する個人情報を自由に利用できることになる。</p> <p>2 条例第9条第1項第5号は、行政機関の要請があればいかなる個人情報でも提供し、利用させることを認めるものではない。患者の病気、家庭状況、資産・収入状況、課税状況等の個人の尊厳やプライバシーに関わる重要な情報は法的保護の対象となり、提供し、利用させることはできない。</p>		
<b>諮 問 年 月 日</b>	平成21年 8 月 4 日（受理）		
<b>審 査 会 の 論 結</b>	本件情報の利用を不停止とした処分は、妥当である。		
<b>審 判 査 断 会 理 の 由</b>	<p>（条例第9条第1項該当性について）</p> <p>1 条例第9条第1項は、実施機関は、個人情報を収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を提供してはならないと規定しているが、同項ただし書において、同項各号のいずれかに該当するときは、個人情報の目的外の提供ができることを規定している。そして、同項第5号では、目的外提供の適用除外事項として、審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて提供するときに掲げている。</p> <p>2 病院事業管理者は、条例第9条第1項第5号の規定に基づく目的外提供の適用除外事項として「行政機関が法令等に基づき実施する事務に関して行う照会に対して回答する場合」について審議会に意見を聴いていることが認められる。また、実施機関は、人事課から分限条例に基づく異議申立人の診断の実施を依頼され、その結果を提出するよう求められたことから、審議会の意見を踏まえ、その必要性を認めて本件情報を提供したものである。したがって、本件情報の提供は、目的外提供の適用除外事項に該当し、条例第9条第1項の規定に違反するものではないと認められる。</p>		
<b>答 申 年 月 日</b>	平成22年 7 月12日（答申第129号）		

**個人情報保護審査会答申第130号の概要**

<b>件名</b>	診療書利用不停止の件（諮問第141号）		
<b>利用停止請求の概要</b>	特定日に発行された異議申立人に係る県立病院医師2名による診断書（以下「本件診断書」という。）について、利用停止を求める。		
<b>請求年月日</b>	平成21年9月15日	<b>決定年月日</b>	平成21年11月4日
<b>決定内容</b>	利用不停止	<b>実施機関</b>	知事（人材課）
<b>不停止理由</b>	条例第34条第1項第1号に該当する条例違反の事実はない。		
<b>異議申立年月日</b>	平成21年11月17日（収受）	<b>異議申立ての趣旨</b>	不停止処分の取消しを求める。
<b>異議申立ての理由</b>	<p>1 個人の病気に関する情報は、一般に公とされていない個人のプライバシーに関わる重要な情報の一つであり、県が患者の病気に関する情報を収集・利用することが可能であるとする法的根拠及び正当な理由がないことは自明である。</p> <p>2 実施機関は、条例第34条第1項第1号に該当する条例違反の事実がないというが、同項第2号にも違反するものであり、同項第3号の利用を継続する理由もない。</p> <p>3 実施機関は、受診命令書に診断書提出の旨明記し、異議申立人を通じて本件診断書を収集・利用すべきであった。異議申立人の承諾なく、無断で本件診断書を収集・利用しているのだから、利用停止とするのは当然である。</p>		
<b>諮問年月日</b>	平成21年11月24日		
<b>審査会の結論</b>	本件情報の利用を不停止とした処分は、妥当である。		

<b>審査会の 判断理由</b>	<p>(条例第8条第3項該当性について)</p> <p>1 条例第8条第3項本文は、実施機関は、個人情報収集するときは、原則として本人から収集しなければならないことを規定しているが、同項ただし書においては、同項各号のいずれかに該当するときは、個人情報を本人以外の者から収集できることを規定している。そして、同項第7号では、本人収集の適用除外事項として、審議会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するときに掲げている。</p> <p>2 本件診断書は、実施機関が異議申立人の診断を実施した県立病院から収集したものであることから、本人以外の者から収集したものと認められる。</p> <p>ただし、実施機関は、「職員の任免等に関する事務」についてあらかじめ審議会の意見を聴いており、当該事務には職員の分限等に係る人事事務も含まれることから、本件診断書については、条例第8条第3項ただし書に基づく、本人収集の適用除外事項に当たると認められる。したがって、本件診断書は、条例第8条第3項の規定に違反して収集されたものではないと判断する。</p> <p>(条例第9条第1項該当性について)</p> <p>1 条例第9条第1項は、実施機関は、個人情報収集したときの取扱目的以外の目的に当該個人情報を利用し、又は提供してはならないと規定している。</p> <p>2 実施機関は、職員の分限等に係る人事事務を行う目的で本件情報を収集し利用しているのであり、当該取扱目的以外の目的で利用し、又は提供している事実は認められない。したがって、本件診断書は条例第9条第1項の規定に違反して利用又は提供されていないと判断する。</p> <p>(条例第10条第1項該当性について)</p> <p>1 条例第10条第1項は、実施機関は、公益上の必要があり、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による個人情報の提供を行ってはならないと規定している。</p> <p>2 オンライン結合とは、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいうものであるが、本件診断書については、オンライン結合による個人情報の提供に該当しない。したがって、本件診断書は条例第10条第1項の規定に違反して提供されていないと判断する。</p> <p>(条例第16条該当性について)</p> <p>1 条例第16条は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならないと規定している。</p> <p>2 実施機関は、神奈川県行政文書管理規程により定められた保存期間に基づき本件診断書を保存しているものと認められる。したがって、本件診断書は条例第16条の規定に違反して保存されていないと判断する。</p>
答申年月日	平成22年7月12日（答申第129号）

**個人情報保護審査会答申第131号の概要**

<b>件名</b>	考査意見書一部不開示の件（諮問第148号）の件		
<b>請求情報概要</b>	異議申立人に対する訓戒に係る考査意見書（以下「本件意見書」という。）に記載された、自己を本人とする個人情報		
<b>請求年月日</b>	平成22年1月14日	<b>決定年月日</b>	平成22年1月28日
<b>決定内容</b>	一部不開示	<b>実施機関</b>	知事（行政事務監察課）
<b>不開示部分</b>	本件意見書の監督責任欄に記載された情報（以下「本件監督責任」という。）及び考査意見欄に記載された情報の一部（以下「本件考査意見」という。）		
<b>不開示根拠条項</b>	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号、第3号及び第5号		
<b>不開示理由</b>	1 監督者の名誉及びプライバシーを侵害するおそれがある。 2 今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる。 3 人事管理事務において、円滑な人事の確保に支障を及ぼすことになる。		
<b>異議申立年月日</b>	平成22年2月16日（収受）	<b>異議申立ての趣旨</b>	本件監督責任及び本件考査意見を不開示とした処分 の取消しを求める。
<b>異議申立理由</b>	本県では人事上の制裁を行う場合、職員に対し予定する制裁の内容及びその事由となる事実を告知し、一定期間の猶予を与え、その上で弁明機会を与えるルールがない。異議申立人は、何も知らされないまま訓戒された。		
<b>諮問年月日</b>	平成22年3月8日（受理）		
<b>審査会結論</b>	本件考査意見は、開示すべきである。		
<b>審査会理由</b>	（条例第20条第2項第1号該当性について） 当審査会が確認したところ、本件監督責任は公務員に関する情報ではあるが、監督者の身分取扱いに関する情報であって、通常、監督者にとって異議申立人に知られたくない性質の情報であると考えられる。したがって、本件監督責任は、異議申立人に開示することにより、監督者の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。 （条例第20条第2項第5号該当性について） 1 本件考査意見は、異議申立人に対する人事上の措置を実施した際の考査意見書に記載された意見であることから、人事管理に係る事務に関する情報であると認められる。 2 また、人事上の措置について、どのような措置が相当であるかの判断に当たっては、服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解されることから、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。 3 当審査会が確認したところ、本件考査意見は、人事上の措置の適否等の判断に当たっての審査の基準が推測される情報であると認められる。 しかしながら、本件考査意見は、地方公務員法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより、当該基準を知る者と知らない者との間で不均衡が生じる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であるとまでは認められず、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断する。 （条例第20条第2項第3号該当性について） 本件考査意見は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる情報であるとは認められず、条例第20条第2項第3号に該当しないと判断する。		
<b>答申年月日</b>	平成22年7月12日（答申第131号）		

**個人情報保護審査会答申第132号の概要**

<b>件名</b>	特定の人身事故捜査に係る診断書不開示の件（諮問第140号）の件		
<b>請求情報概要</b>	審査請求人の運転する普通乗用車と事故相手方（以下「相手方」という。）の運転する軽車両が接触したとされる人身交通事故（以下「本件事故」という。）の捜査に伴い、特定の警察署が相手方から取得した診断書（以下「本件行政文書」という。）		
<b>請求年月日</b>	平成21年5月22日	<b>決定年月日</b>	平成21年6月3日
<b>決定内容</b>	不開示	<b>実施機関</b>	警察本部長（交通捜査課）
<b>不開示部分</b>	本件行政文書すべて		
<b>不開示根拠条項</b>	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第39条第4項		
<b>不開示理由</b>	「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報であるため、条例の適用除外に該当する。		
<b>審査請求年月日</b>	平成21年7月30日	<b>審査請求の趣旨</b>	本件行政文書を不開示とした処分の取消しを求める。
<b>審査請求理由</b>	本件事故が審査請求人の起こした事故であり、刑事事件として送致しなければならない交通事故であるとすれば、適用除外となることは理解できるが、本件事故は通常の刑事事件ではなく、えん罪事件であるので、適用除外の扱いにするべきものではない。また、審査請求人は被害者であるので、開示されて当然の書類である。		
<b>諮問年月日</b>	平成21年8月5日		
<b>審査会論結</b>	本件行政文書を不開示とした処分は、妥当である。		
<b>審査会理由</b>	<p>（本件行政文書の「訴訟に関する書類」該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が自動車運転過失傷害罪に係る捜査により取得し、検察庁に送致している書類であると認められる。</li> <li>2 本件行政文書が、被疑事件に係る司法手続の一環である捜査の過程で実施機関が取得し、捜査終了後に、刑訴法に基づき検察庁に送致された書類であることを考慮すれば、本件行政文書は、訴訟に関する書類に該当するものと認められる。</li> <li>3 審査請求人は、本件事故がえん罪事件であり、審査請求人が被害者であるとの理由から、適用除外の判断をすべきではないと主張している。 確かに、被疑者として送致された者が、本件事故のように不起訴処分となった事件の記録の閲覧等を求めた場合には、刑訴法等に基づく閲覧等が困難であると認められ、この点に関しては、当審査会としても、個人情報保護の観点から懸念を有するものである。</li> <li>4 しかしながら、訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して取得又は作成された書類をいうと解されることから、本件行政文書については、訴訟に関する書類に該当するものと判断せざるを得ない。</li> <li>5 したがって、実施機関が、本件請求に係る個人情報は条例第39条第4項に規定する訴訟に関する書類に記録された個人情報に該当するとして、本件処分を行ったことは、妥当である。</li> </ol>		
<b>答申年月日</b>	平成22年8月5日（答申第132号）		



### 個人情報保護審査会答申第133号の概要

<b>件名</b>	特定の実況見分調書及び交通事故現場見取図不開示の件（諮問第145号）		
<b>請求情報の概要</b>	審査請求人の運転する普通乗用車と事故相手方の運転する軽車両が接触したとされる人身交通事故（以下「本件事故」という。）の捜査に伴い、特定の警察署が作成した、本件事故の発生状況を記録した実況見分調書及び交通事故現場見取図（以下「本件行政文書」と総称する。）		
<b>請求年月日</b>	平成21年11月24日	<b>決定年月日</b>	平成21年12月4日
<b>決定内容</b>	不開示	<b>実施機関</b>	警察本部長（交通捜査課）
<b>不開示部分</b>	本件行政文書すべて		
<b>不開示根拠条項</b>	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第39条第4項		
<b>不開示理由</b>	「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報であるため、条例の適用除外に該当する。		
<b>審査請求年 月 日</b>	平成22年2月4日	<b>審査請求の趣旨</b>	本件行政文書を不開示とした処分の取消しを求めらる。
<b>審査請求の理由</b>	本件事故が審査請求人の起こした事故であり、刑事事件として送致しなければならない交通事故であるとすれば、適用除外となることは理解できるが、本件事故は通常の刑事事件ではなく、えん罪事件であるので、適用除外の扱いにするべきものではない。また、審査請求人は被害者であるので、開示されて当然の書類である。		
<b>諮問年月日</b>	平成22年2月17日		
<b>審査会の結論</b>	本件行政文書を不開示とした処分は、妥当である。		
<b>審査会理由</b>	<p>（本件行政文書の「訴訟に関する書類」該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当審査会が確認したところ、本件行政文書は、実施機関が自動車運転過失傷害罪に係る捜査により作成し、検察庁に送致している書類であると認められる。</li> <li>2 本件行政文書が、被疑事件に係る司法手続きの一環である捜査の過程で実施機関が作成し、捜査終了後に、刑訴法に基づき検察庁に送致された書類であることを考慮すれば、本件行政文書は、訴訟に関する書類に該当するものと認められる。</li> <li>3 審査請求人は、本件事故がえん罪事件であり、審査請求人が被害者であるとの理由から、適用除外の判断をすべきではないと主張している。 確かに、被疑者として送致された者が、本件事故のように不起訴処分となった事件の記録の閲覧等を求めた場合には、刑訴法等に基づく閲覧等が困難であると認められ、この点に関しては、当審査会としても、個人情報保護の観点から懸念を有するものである。</li> <li>4 しかしながら、訴訟に関する書類とは、被疑事件又は被告事件に関して取得又は作成された書類をいうと解されることから、本件行政文書については、訴訟に関する書類に該当するものと判断せざるを得ない。</li> <li>5 したがって、実施機関が、本件請求に係る個人情報は条例第39条第4項に規定する訴訟に関する書類に記録された個人情報に該当するとして、本件処分を行ったことは、妥当である。</li> </ol>		
<b>答申年月日</b>	平成22年8月5日（答申第133号）		

**個人情報保護審査会答申第134号の概要**

<b>件名</b>	委託訓練選考記録等一部不開示の件（その1）（諮問第142号）		
<b>請求情報の概要</b>	異議申立人が応募した特定の委託訓練に係る受講者選考（以下「本件選考」という。）における委託訓練書類選考記録票（以下「本件選考記録」という。）、委託訓練面接記録票（以下「本件面接記録」という。）並びに本件選考の選考基準及び選考過程が分かる資料に記録された、自己を本人とする個人情報		
<b>請求年月日</b>	平成21年9月14日	<b>決定年月日</b>	平成21年9月28日
<b>決定内容</b>	一部不開示	<b>実施機関</b>	知事（東部総合職業技術校）
<b>不開示部分</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件選考記録のうち、評価者である実施機関の職員の氏名（以下「本件評価者氏名」という。）</li> <li>2 本件面接記録のうち、面接者である本件法人の職員の氏名（以下「本件面接者氏名」という。）</li> <li>3 委託訓練選考結果一覧表（以下「本件一覧表」という。）のうち、異議申立人以外の応募者に係る総合順位以外の情報（以下「本件応募者情報」という。）</li> <li>4 本件選考記録及び本件面接記録のうち評価項目（以下「本件評価項目」という。）</li> </ol>		
<b>不開示根拠条項</b>	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1及び第3号		
<b>不開示理由</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該応募者の権利利益を侵害するおそれがある。</li> <li>2 今後反復、継続する同種の選考を行うことが困難となる。</li> </ol>		
<b>異議申立年月日</b>	平成21年11月16日	<b>異議申立ての趣旨</b>	一部不開示とした処分の取消しを求める。
<b>異議申立の理由</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応募者の氏名のみを不開示とすれば、他の情報については個人情報ではなく、一般的な情報であるから、本件応募者情報をすべて不開示とすることは、情報を故意かつ過剰に秘匿するものである。</li> <li>2 実施機関は、具体的な評価基準等を明らかにすると、公平な選考の実施に支障が生ずると説明しているが、公平性を欠くという視点よりも、異議申立人自身の知る権利の方が優先されるべきである。</li> </ol>		
<b>諮問年月日</b>	平成21年12月17日		
<b>審査会の結論</b>	本件選考に関する文書に記録された個人情報を一部不開示とした処分は、妥当である。		
<b>審査会の判断理由</b>	<p>（条例第20条第2項第1号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当審査会において本件一覧表を確認したところ、本件応募者情報は、異議申立人以外の応募者が識別され、又は識別され得る情報と認められることから、本号前段で規定する「開示を請求した者以外の個人に関する情報」に該当すると判断する。</li> <li>2 本件応募者情報は、本件選考に係る応募者の属性、評価等が記載されたものであって、異議申立人に開示することにより、異議申立人以外の応募者の正当な利益を侵害するおそれがある情報であると認められることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。</li> </ol> <p>（条例第20条第2項第3号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件評価項目は、書類選考及び面接の具体的な観点及び評価方法が記載されたものであることから、委託訓練に係る選考の性質上、開示することにより訓練の必要性等の正確な把握が困難になるなど、今後反復、継続する同種の選考を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</li> <li>2 本件評価者氏名及び本件面接者氏名は、委託訓練に係る選考の性質上、開示することにより評価者及び面接者の判断に影響を与え、又は面接者にふさわしい者の確保が困難になるなど、適切な選考の実施が困難になるおそれがある情報であると認められる。</li> </ol> <p>したがって、当審査会としては、本件評価者氏名及び本件面接者氏名は、開示することにより今後反復、継続する同種の選考に著しい支障が生ずるおそれがある情報であり、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p>		
<b>答申年月日</b>	平成22年9月29日（答申第134号）		

**個人情報保護審査会答申第135号の概要**

<b>件名</b>	委託訓練選考記録等一部不開示の件（その2）（諮問第149号）		
<b>請求情報の概要</b>	異議申立人が応募した特定の委託訓練に係る受講者選考（以下「本件選考」という。）における委託訓練書類選考記録票（以下「本件選考記録」という。）、委託訓練面接記録票（以下「本件面接記録」という。）並びに本件選考の選考基準及び選考過程が分かる資料に記録された、自己を本人とする個人情報		
<b>請求年月日</b>	平成21年12月18日	<b>決定年月日</b>	平成22年1月4日
<b>決定内容</b>	一部不開示	<b>実施機関</b>	知事（東部総合職業技術校）
<b>不開示部分</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件選考記録のうち、評価者である実施機関の職員の氏名（以下「本件評価者氏名」という。）</li> <li>2 本件面接記録のうち、面接者である本件法人の職員の氏名（以下「本件面接者氏名」という。）</li> <li>3 委託訓練選考結果一覧表（以下「本件一覧表」という。）のうち、異議申立人以外の応募者に係る総合順位以外の情報（以下「本件応募者情報」という。）</li> <li>4 本件選考記録及び本件面接記録のうち評価項目（以下「本件評価項目」という。）</li> </ol>		
<b>不開示根拠条項</b>	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1及び第3号		
<b>不開示理由</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該応募者の権利利益を侵害するおそれがある。</li> <li>2 今後反復、継続する同種の選考を行うことが困難となる。</li> </ol>		
<b>異議申立年月日</b>	平成22年2月4日（収受）	<b>異議申立ての趣旨</b>	一部不開示とした処分の取消しを求める。
<b>異議申立理由</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応募者の氏名のみを不開示とすれば、他の情報については個人情報ではなく、一般的な情報であるから、本件応募者情報をすべて不開示とすることは、情報を故意かつ過剰に秘匿するものである。</li> <li>2 実施機関は、具体的な評価基準等を明らかにすると、公平な選考の実施に支障が生ずると説明しているが、公平性を欠くという視点よりも、異議申立人自身の知る権利の方が優先されるべきである。</li> </ol>		
<b>諮問年月日</b>	平成22年3月8日		
<b>審査会の結論</b>	本件選考に関する文書に記録された個人情報を一部不開示とした処分は、妥当である。		
<b>審査会の判断理由</b>	<p>（条例第20条第2項第1号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当審査会において本件一覧表を確認したところ、本件応募者情報は、異議申立人以外の応募者が識別され、又は識別され得る情報と認められることから、本号前段で規定する「開示を請求した者以外の個人に関する情報」に該当すると判断する。</li> <li>2 本件応募者情報は、本件選考に係る応募者の属性、評価等が記載されたものであって、異議申立人に開示することにより、異議申立人以外の応募者の正当な利益を侵害するおそれがある情報であると認められることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。</li> </ol> <p>（条例第20条第2項第3号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件評価項目は、書類選考及び面接の具体的な観点及び評価方法が記載されたものであることから、委託訓練に係る選考の性質上、開示することにより訓練の必要性等の正確な把握が困難になるなど、今後反復、継続する同種の選考を行うことが困難となる情報であると認められ、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</li> <li>2 本件評価者氏名及び本件面接者氏名は、委託訓練に係る選考の性質上、開示することにより評価者及び面接者の判断に影響を与え、又は面接者にふさわしい者の確保が困難になるなど、適切な選考の実施が困難になるおそれがある情報であると認められる。</li> </ol> <p>したがって、当審査会としては、本件評価者氏名及び本件面接者氏名は、開示することにより今後反復、継続する同種の選考に著しい支障が生ずるおそれがある情報であり、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p>		
<b>答申年月日</b>	平成22年9月29日（答申第135号）		

**個人情報保護審査会答申第136号・第137号の概要**

<b>件名</b>	ケース記録利用不停止の件（諮問第143号）・医療相談記録利用不停止の件（諮問第144号）		
<b>利用停止請求の概要</b>	異議申立人に係るケース記録及び医療相談記録（以下「本件記録」と総称する。）について、利用停止を求める。		
<b>請求年月日</b>	平成21年11月24日・同年11月30日	<b>決定年月日</b>	平成21年12月14日
<b>決定内容</b>	利用不停止	<b>実施機関</b>	知事（保健福祉事務所）
<b>不停止理由</b>	本件記録に記録された異議申立人の個人情報（以下「本件情報」という。）は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第34条第1項に該当せず、保存期間満了前で保有しておく必要がある。		
<b>異議申立年月日</b>	平成21年12月17日	<b>異議申立ての趣旨</b>	不停止処分の取消しを求める。
<b>異議申立ての理由</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本件記録に記載されている病歴及び医療機関等に対する苦情に係る個人情報は、異議申立人の思想及び信条を誤認させ、社会的差別の原因となる情報である。</li> <li>2 本件記録は、警察に目的外提供される可能性が高く、また、実施機関は、特定の団体に本件相談記録を目的外提供している。</li> <li>3 異議申立人に係るケース記録については、異議申立人の病状が完全に寛解したので、過去の履歴は不要であり、廃棄すべきである。また、異議申立人に係る医療相談記録については、異議申立人が行った苦情・相談は目的を達成したので保存価値はなく、廃棄すべきである。</li> <li>4 保存期間なる内規をもって本件記録を保有することは、プライバシー侵害であり、憲法違反である。</li> </ol>		
<b>諮問年月日</b>	平成22年1月22日（受理）		
<b>審査会結論</b>	本件記録の利用を不停止とした処分は、妥当である。		
<b>審査会判断理由</b>	<p>（条例第6条該当性について） 病歴及び医療機関等に対する苦情に係る個人情報については、慎重な取扱いを要するものの、条例第6条で定める取扱制限情報には該当しない。 また、当審査会が本件記録を確認したところ、取扱制限情報は含まれていないものと認められる。 以上のことから、本件情報は、条例第6条の掲げる取扱制限情報に該当しないと判断する。</p> <p>（条例第9条第1項該当性について） 当審査会が確認したところ、実施機関は、精神保健福祉及び医療全般に関する相談事業を行う目的で本件情報を収集し利用しているのであり、当該取扱目的以外の目的で利用し、又は提供している事実は認められない。 したがって、本件情報は条例第9条第1項の規定に違反して利用又は提供されていないと判断する。</p> <p>（条例第16条該当性について） 神奈川県行政文書管理規則は、行政の運営上必要なものとして、行政文書をその事務又は事業の性質等に従い、一定期間保存することを定めており、その範囲内での保存は正当なものであり、プライバシー侵害には該当しないと認められる。 本件においては、実施機関は本件記録を同規則により定められた保存期間の範囲内で保存しているものと認められ、条例第16条の規定に違反して保存している場合には該当しないと判断する。</p>		
<b>答申年月日</b>	平成22年9月29日（答申第136号・第137号）		

**個人情報保護審査会答申第138号の概要**

<b>件名</b>	職員の文書訓戒に係る文書一部不開示の件（諮問第150号）		
<b>請求情報概要</b>	異議申立人に係る特定日付け文書訓戒に関し、神奈川県人事考査委員会議の考査に係るもの及び神奈川県人事事務取扱規程に基づき人事課長が行った調査に記録された、自己を本人とする個人情報		
<b>請求年月日</b>	平成21年12月21日	<b>決定年月日</b>	平成22年1月21日
<b>決定内容</b>	一部不開示	<b>実施機関</b>	知事（人材課）
<b>不開示部分</b>	1 特定日付け事故（以下「本件事故」という。）の発生について（報告）の一部（以下「本件意見」という。） 2 本件事故に係る事情聴取結果の一部（以下「本件心境等」及び「本件評価等」という。） 3 本件事故に係る検討内容の一部（以下「本件考査事項」及び「本件基準」という。） 4 本件事故に係る検討内容及び本件事故に係る考査意見書の一部（以下「本件監督責任」及び「本件考査意見」と総称する。）		
<b>不開示根拠条項</b>	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号、第3号及び第5号		
<b>不開示理由</b>	1 監督者等の正当な利益を侵害するおそれがある。 2 今後反復、継続する同種の指導及び評価が困難となる。 3 人事管理に係る事務において、円滑な人事の確保に支障を及ぼすことになる。		
<b>異議申立年月日</b>	平成22年3月23日（收受）	<b>異議申立ての趣旨</b>	一部不開示処分の取消しを求める。
<b>異議申立の理由</b>	本件処分は、条例を適切に解釈、運用したのではなく、条例の不開示条項を機械的に当てはめたものであり、過剰反応である。		
<b>諮問年月日</b>	平成22年4月6日（受理）		
<b>審査会の結論</b>	本件基準の一部及び本件考査意見は、開示すべきである。		
<b>審査会の理由</b>	（条例第20条第2項第1号該当性について） 1 当審査会が確認したところ、本件心境等は、監督者等の心境等が吐露された情報であると認められる。また、本件監督責任は、公務員に関する情報ではあるが、監督者の身分取扱いに関する情報であることが認められる。 2 したがって、本件心境等及び本件監督責任は、異議申立人に開示することにより、監督者等の正当な利益を侵害するおそれがある情報であると認められることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。 （条例第20条第2項第3号該当性について） 本件意見、本件評価等及び本件考査事項は、開示することにより、今後行われる事故報告において、関係者が自らの率直な意見について記載しづらくなる、今後行われる同種の事情聴取において、関係者が自らの評価について発言しづらくなる、考査における検討の視点等が明らかになり、当該視点等に応じた隠蔽行為等が可能になるなど、今後反復、継続される指導、評価等に著しい支障が生じるおそれがある情報であると認められることから、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。 （条例第20条第2項第5号該当性について） 1 地方公務員法（以下「法」という。）上の処分にまで至らない人事上の措置について、どのような措置が相当であるかの判断に当たっては、服務監督権者に相当に幅広い裁量権が認められていると解されることから、内部的な審査の基準が推測される情報を公開すると、服務監督権者の裁量権の適切な行使を妨げる可能性があるものと認められる。 2 当審査会が確認したところ、本件基準及び本件考査意見は、いずれも人事上の措置の適否、軽重等の判断に当たっての審査の基準が推測される情報であると認められる。 しかしながら、本件基準の一部は、県規則等に定められた事項が記載されたものであること、また、本件考査意見は、法の規定から導き出される一般的な原則等が記載されたものであることから、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報であるとまでは認められず、条例第20条第2項第5号に該当しないと判断する。		
<b>答申年月日</b>	平成23年1月31日（答申第138号）		

**個人情報保護審査会答申第139号の概要**

<b>件名</b>	特定の相談内容に係る文書不存在の件（諮問第146号）		
<b>請求情報の概要</b>	審査請求人が特定の区役所（以下「本件区役所」という。）に相談した「昔の農道が不正に使用されている件」について、本件区役所が当該相談を「市民からの提案」として、特定の警察署（以下「本件警察署」という。）に伝えたことが分かる文書及びこれに基づき作成した文書		
<b>請求年月日</b>	平成22年1月18日	<b>決定年月日</b>	平成22年1月28日
<b>決定内容</b>	不開示（文書不存在）	<b>実施機関</b>	警察本部長（広報県民課）
<b>不開示部分</b>	当該市民からの提案（以下「本件提案」という。）が本件区役所から本件警察署に伝えられたことが分かる文書及び本件提案に基づき作成した文書（以下「本件行政文書」と総称する。）すべて		
<b>不開示根拠条項</b>	—		
<b>不開示理由</b>	本件警察署で保管されている文書收受簿、警察相談受理・処理票及び警察相談受理簿（以下「本件收受簿等」と総称する。）を検索したが、本件行政文書は作成されておらず、存在しない。		
<b>審査請求年月日</b>	平成22年2月9日	<b>審査請求の趣旨</b>	不開示とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
<b>審査請求の理由</b>	本件区役所から本件提案を本件警察署に伝えた旨記載された書簡（以下「本件書簡」という。）を受け取っていることから、本件行政文書は存在するはずである。		
<b>諮問年月日</b>	平成22年2月17日		
<b>審査会の結論</b>	本件処分は、妥当である。		
<b>審査会の理由</b>	<p>（本件行政文書の存否について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当審査会において本件書簡を確認したところ、本件区役所から、本件提案を本件警察署に伝えた旨が記載されているが、本件区役所が、本件提案をどのような手段により、本件警察署に伝えたかについては記載されていない。</li> <li>2 実施機関は、市民からの提案について、区役所が警察の所掌事務と判断した場合は、その内容が文書により警察署に送付され、文書收受簿等に必要事項が記載される旨説明していることから、当審査会において本件收受簿等を確認したが、本件提案の收受又は受理（以下「收受等」という。）に係る記載は認められなかった。</li> <li>3 警察署における文書の收受等については、神奈川県警察行政文書管理規程等によりその手続が定められており、本件警察署が、本件区役所から本件提案の送付を受けているにもかかわらず、本件提案の收受等に係る手続が行われていないという場合は想定し難い。また、何らかの事由により、本件提案が本件警察署に到達していない等の場合も考えられなくはない。いずれにしても、本件提案に係る本件区役所からの発送の状況、本件警察署への到達の状況等について、事実関係を具体的・正確に把握することは困難である。</li> <li>4 以上のことから、本件区役所から本件提案を本件警察署に伝えた旨記載された書簡を受け取っているため、本件行政文書は存在するはずである、との審査請求人の主張を考慮すると、全く疑問がないわけではないが、本件行政文書は作成されていないことから存在しないとの実施機関の説明を否定することはできず、実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、不開示としたことは妥当であると判断する。</li> </ol>		
<b>答申年月日</b>	平成23年3月1日（答申第139号）		

**個人情報保護審査会答申第140号の概要**

<b>件名</b>	特定の間合せに係る文書不存在の件（諮問第147号）		
<b>請求情報概要</b>	特定の市の前市長が、選挙前に昔の農道を周辺の住民に分け与え、登記したとのうわさについて、審査請求人が特定の警察署（以下「本件警察署」という。）の選挙対策本部にした問い合わせ（以下「本件問い合わせ」という。）の際に、本件警察署が作成した文書		
<b>請求年月日</b>	平成22年1月18日	<b>決定年月日</b>	平成22年1月29日
<b>決定内容</b>	不開示（文書不存在）	<b>実施機関</b>	警察本部長（捜査第二課）
<b>不開示部分</b>	本件問い合わせの際に作成した文書（以下「本件行政文書」という。）すべて		
<b>不開示根拠条項</b>	—		
<b>不開示理由</b>	本件問い合わせに係る選挙違反関連文書のうち、現存するものは知能犯事件相談簿のみであり、他の文書は保存期間経過により既に廃棄されていることから、当該知能犯事件相談簿（以下「本件相談簿」という。）をくまなく検索したが、本件問い合わせに係る情報の存在は認められなかった。		
<b>審査請求年月日</b>	平成22年2月9日	<b>審査請求の趣旨</b>	不開示とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
<b>審査請求理由</b>	神奈川県警察行政文書管理規程（以下「管理規程」という。）により年度毎に文書を保存しなければならないと定められていること、また、選挙違反に係る情報であることから、本件行政文書は存在するはずである。		
<b>諮問年月日</b>	平成22年2月17日		
<b>審査会の結論</b>	本件処分は、妥当である。		
<b>審査会判断理由</b>	<p>（本件行政文書の存否について）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当審査会において管理規程等を確認したところ、選挙違反関連文書の保存期間は、知能犯事件相談簿は10年、選挙（違反）情報、知能犯情報、警察相談受理・処理票及び警察相談受理簿は3年、署員報告（選挙）は1年と規定されている。</li> <li>2 したがって、本件問い合わせに係る選挙違反関連文書のうち、本件処分時において実施機関が保管している文書は、本件相談簿のみであると認められる。 また、実施機関は、本件処分を行うに当たり本件相談簿を検索し、本件問い合わせに係る情報が存在しないことを確認している。</li> <li>3 以上のことから、本件行政文書は、保存期間が満了したこと又は本件問い合わせに係る情報の存在が認められないことにより存在しないとの説明に不合理な点は認められず、実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、不開示としたことは妥当であると判断する。</li> </ol>		
<b>答申年月日</b>	平成23年3月1日（答申第140号）		